

～誰もが安心して働き能力を発揮できるTOKYOへ～

東京労働局HPから、各種パンフレットがダウンロードできますので、安全・安心して働ける職場環境の整備にご活用ください。

1 パートタイム・有期雇用労働法に関するパンフレット・解説動画の活用

パートタイム（短時間労働者）の「公正な待遇の実現」を目的としたパートタイム労働法が改正（名称も「パートタイム・有期雇用労働法」に変わります。）され、令和2年4月1日から施行となりました（※中小企業の適用は、令和3年4月1日）。

改正点は、不合理な待遇差の是正、待遇に関する説明義務の強化等ですが、改正点を含め、法律の概要を紹介・解説したパンフレットを作成（厚生労働省作成）しましたので、パートタイム労働者等が安心して働くことができる職場づくりに役立ててください。

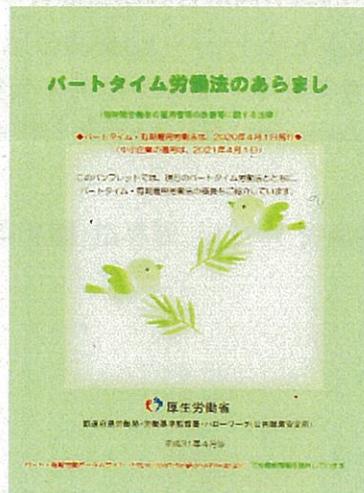
- 東京労働局HPから、右のパートタイム労働法に関するパンフレット（詳細版、概要版）がダウンロードできます。

東京労働局 パートタイム労働法 検索

※ 東京労働局HP⇒「各種法令・制度・手続き」⇒「雇用均等関係」⇒「パートタイム労働法」のページ内から、右パンフレットを含め、各種資料等がダウンロードできます。

- パートタイム・有期雇用労働に関する情報発信サイト「パート・有期労働ポータルサイト」では、解説動画を公開しています。併せて活用してください。

パート有期労働ポータルサイト 検索



【詳細版】

パートタイム労働法の概要

パートタイム労働法は、パートタイム労働者の「公正な待遇の実現を目的としています」

パートタイム労働者の待遇は、一般に、働き時間に応じたものとしますが、雇用の実態が当該労働者の実労働時間を超え、パートタイム労働者として扱われるべきにもかかわらず、パートタイム労働者として扱われず、パートタイム労働者の待遇に劣る待遇で就業している労働者がいることが、雇用の実態と不一致が生じていると認められる場合には、パートタイム労働者として扱われるべきものとされています。

また、同一企業に同一業務に従事するパートタイム労働者と正規労働者の待遇差が不合理であると認められる場合には、当該パートタイム労働者の待遇を正規労働者の待遇に引き上げるべきものとされています。ただし、当該パートタイム労働者がパートタイム労働者として就業していることが認められる限り、雇用の実態が当該労働者の実労働時間を超え、パートタイム労働者として扱われるべきにもかかわらず、パートタイム労働者として扱われず、パートタイム労働者の待遇に劣る待遇で就業している労働者がいることが、雇用の実態と不一致が生じていると認められる場合には、パートタイム労働者として扱われるべきものとされています。

パートタイム・有期雇用労働法のポイント(2020年4月1日から...)

- 1 不合理な待遇差の是正
 - 同一企業に同一業務に従事するパートタイム労働者と正規労働者の待遇差が不合理であると認められる場合には、当該パートタイム労働者の待遇を正規労働者の待遇に引き上げるべきものとされています。ただし、当該パートタイム労働者がパートタイム労働者として就業していることが認められる限り、雇用の実態が当該労働者の実労働時間を超え、パートタイム労働者として扱われるべきにもかかわらず、パートタイム労働者として扱われず、パートタイム労働者の待遇に劣る待遇で就業している労働者がいることが、雇用の実態と不一致が生じていると認められる場合には、パートタイム労働者として扱われるべきものとされています。
- 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
 - パートタイム労働者や有期雇用労働者は、「雇用の実態が当該労働者の実労働時間を超え、パートタイム労働者として扱われるべきにもかかわらず、パートタイム労働者として扱われず、パートタイム労働者の待遇に劣る待遇で就業している労働者がいることが、雇用の実態と不一致が生じていると認められる場合には、パートタイム労働者として扱われるべきものとされています。」
- 3 行先による就業上の措置、指導等や裁判外紛争解決手続(ADR)等の活用
 - パートタイム労働者や有期雇用労働者は、「雇用の実態が当該労働者の実労働時間を超え、パートタイム労働者として扱われるべきにもかかわらず、パートタイム労働者として扱われず、パートタイム労働者の待遇に劣る待遇で就業している労働者がいることが、雇用の実態と不一致が生じていると認められる場合には、パートタイム労働者として扱われるべきものとされています。」

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部 (監)

【概要版】

2 職場のパワーハラスメント対策に関するパンフレット・解説動画の活用

- (1) 改正労働施策総合推進法により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。

〔 ※ 施行日は、令和2年6月1日です。ただし、中小企業に関する措置義務は、令和4年3月31日までは努力義務となります。〕

- (2) 「雇用管理上の措置」の具体的内容は、指針で示されています。関係条文、指針全文の他、指針のポイント、対策（就業規則の規定例）等を解説したパンフレット「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！」を作成（厚生労働省）しましたので、社内の体制整備に活用してください。

- 右パンフレットは、以下からダウンロードできます。（セクシュアルハラスメント対策等についても解説しています。）

東京労働局 ハラスメント対策 検索

※ 東京労働局HP内の「パワーハラスメント対策等」のページ内から、右パンフレットがダウンロードできます。また、

- ハラスメント対策に関する総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、パワーハラスメント対策の解説動画を公開しています。また、サイトでは、パワーハラスメントに関する各種情報を掲載しています。

NO ハラスメント 東京労働局 あかるい職場応援団

あかるい職場応援団 検索

職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！

～セクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策とともに対応をお願いします～

パワーハラスメント関係及びセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正については、2020年(令和2年)6月1日に施行されます

I 職場におけるパワーハラスメント	2
II 職場におけるセクシュアルハラスメント	7
III 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	10
IV 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための事業主の義務	16
V 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための事業主の義務(規定例)	19
VI 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための事業主の義務(規定例)の解説	22
VII 職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止のための事業主の義務(規定例)の解説(事例)	27
VIII 附則	34
IX 解説	41

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部 (監)